

市川市子ども・子育て支援事業計画策定にあたって
(諮問資料)

平成 2 5 年 7 月

市川市こども部子育て支援課

1. 計画策定にあたっての基礎的事項について

子ども・子育て支援法・基本指針に係る国の子ども・子育て会議資料より整理

【子ども・子育て支援法 抜粋】

《第六十一条》

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【必須記載事項】

○区域の設定：地理、人口、交通事情、その他地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に通園できる区域

・小学校区、中学校区、行政区などを想定

○各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

・量の見込みは、『現在の利用状況』 + 『利用希望』で算出

・認定の区分ごとに記載

《イメージ》

		1年目			2年目			同様に5年間分を記載
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	同様に5年間分を記載
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	
	地域型保育事業			20人			30人	
②-①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	

区分：1号：3～5歳 教育のみ 2号：3～5歳 保育の必要性あり 3号：0～2歳 保育の必要性あり

○地域子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

※地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業 等

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

・幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期、普及についての考え方

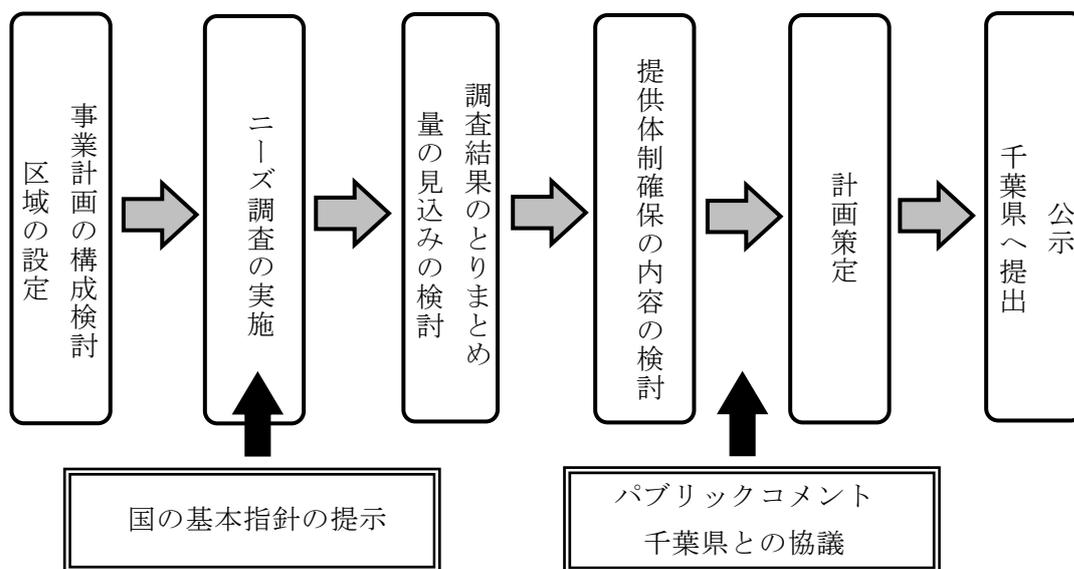
【任意記載事項】

- 産休・育休明けの教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

- 専門的な知識・技術を要する子どもの支援に関する施策の都道府県との連携について
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境整備に関する施策との連携について
 - ・ワークライフバランス

2. 計画策定の流れ



3. 計画策定スケジュール

《備考》

【平成 25 年度】

会議 開催時期	審議事項
第 1 回 7 月 12 日（金）	○諮問 ○諮問事項説明
第 2 回 8 月 23 日（金）	○基本理念・基本方針等 について
第 3 回 10 月上旬	○区域について ○ニーズ調査票調査項目 について
第 4 回 11 月	○必須記載事項以外の 記載事業について
第 5 回 2 月上旬	○量の見込みに関する 中間報告
第 6 回 3 月下旬	○量の見込みに関する 最終報告 ○教育・保育の一体的提供・ 推進に関する体制の確保 について

《夏目処》
国基本指針提示

《11 月上旬～末》
ニーズ調査実施

【平成 26 年度】

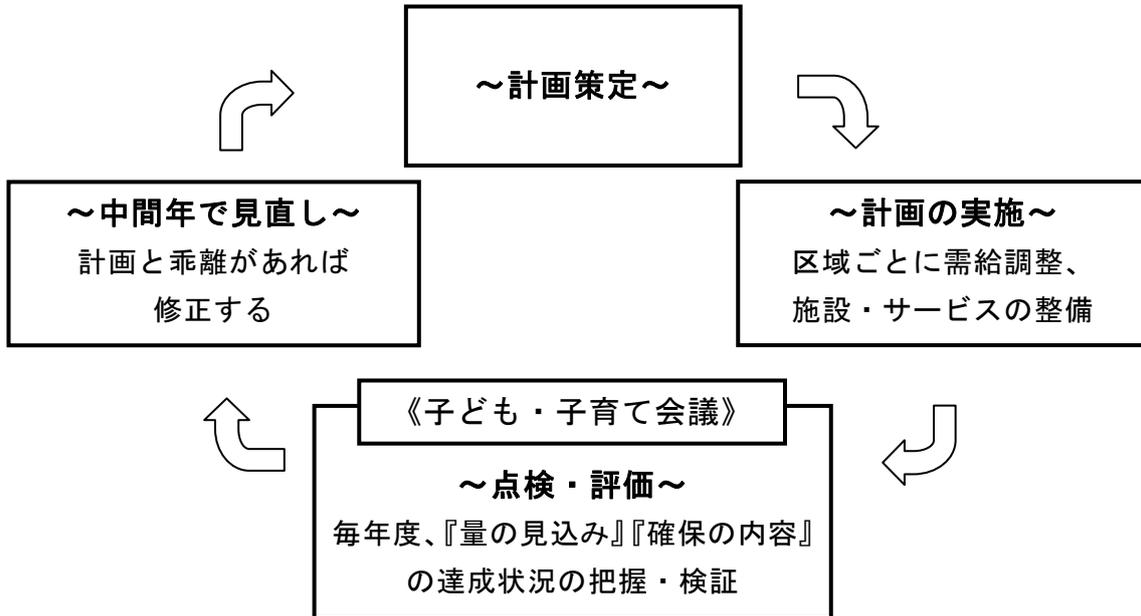
開催時期	内容
4～8 月	○提供体制確保の内容 ○努力義務記載事項
9 月	○中間とりまとめ
1～2 月頃	○答申

《10～12 月》
・パブリックコメント
・千葉県との調整



平成 27 年 3 月 計画策定

4. 計画の活用方法・計画の見直しについて



5. 計画の位置づけ

